

# ▲ I P 通信網サービス契約約款

実施 2021年10月4日

## 目次

<b>第1章 総則</b>	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	6
<b>第2章 I P 通信網サービスの種類等</b>	6
第4条 I P 通信網サービスの種類等	6
第5条 I P 通信網サービスの品目等	6
<b>第3章 I P 通信網サービスの提供区域</b>	6
第6条 I P 通信網サービスの提供区域	6
<b>第4章 契約</b>	6
第7条 契約の種別	6
第8条 契約の単位	6
第9条 契約者回線の終端	6
第10条 I P 通信網サービス区域	6
第11条 収容 I P 通信網サービス取扱所	6
第12条 契約申込の方法等	7
第13条 契約申込の承諾	7
第14条 契約者回線等番号	7
第15条 品目等の変更	7
第16条 契約者回線の移転	8
第17条 契約者回線の異経路	8
第18条 I P 通信網サービスの利用の一時中断	8
第19条 I P 通信網サービス利用権の譲渡	8
第20条 I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除	8
第21条 当社が行う I P 通信網契約の解除等	8
第21条の2 契約終了時の取扱い	9
第22条 反社会的勢力の排除	9
第23条 その他の提供条件	10
第24条 端末設備の提供	10
<b>第5章 回線相互接続</b>	10
第25条 回線相互接続	10
<b>第6章 利用中止等</b>	10
第26条 利用中止	10
第27条 利用停止	10
第28条 サービスの廃止	11
<b>第7章 通信</b>	11
第29条 発信者番号通知	11
第30条 通信利用の制限等	12
<b>第8章 料金等</b>	12
第1節 料金及び工事に関する費用	12
第31条 料金及び工事に関する費用	12
第2節 料金等の支払義務	12
第32条 利用料金の支払義務	12

第 33 条 手続きに関する料金の支払義務	14
第 34 条 工事費の支払義務	14
第 35 条 線路設置費の支払義務	15
第 3 節 料金の計算等	15
第 36 条 料金の計算等	15
第 4 節 割増金及び延滞利息	15
第 37 条 割増金	15
第 38 条 延滞利息	15
第 5 節 債権の譲渡	16
第 39 条 債権の譲渡	16
<b>第 9 章 保守</b>	16
第 40 条 I P 通信網契約者等の維持責任	16
第 41 条 I P 通信網契約者等の切分責任	16
第 42 条 修理又は復旧の順位	16
<b>第 10 章 損害賠償</b>	17
第 43 条 責任の制限	17
第 44 条 免責	18
<b>第 11 章 雜則</b>	18
第 45 条 承諾の限界	18
第 46 条 利用に係る I P 通信網契約者等の義務	18
第 47 条 I P 電話網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	18
第 48 条 I P 通信網契約者等の氏名の通知等	19
第 49 条 卸事業者等、協定事業者等からの通知	19
第 50 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	19
第 51 条 協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行	20
第 52 条 法令に規定する事項	20
<b>別記</b>	
1 I P 通信網サービスの提供区域等	20
2 I P 通信網契約者の地位の承継	20
3 I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	21
4 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	21
5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	21
6 新聞社等の基準	21
<b>料金表</b>	
通則	22
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	24
第 1 基本利用料	24
第 2 端末設備利用料	28
第 3 (W) に関する付加機能利用料	29
第 4 手続きに関する料金	30
第 2 表 工事費	31
第 3 表 請求書等の発行に関する料金	36
第 4 表 線路設置費	37

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 卸事業者	特定FTTH事業者の卸電気通信サービスを当社に対して再提供する電気通信事業者
4の2 卸事業者等	卸事業者又は卸事業者が指定する第三者
4の3 特定FTTH事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
4の4 特定FTTH事業者等	特定FTTH事業者及び卸事業者
4の5 特定約款	特定FTTH事業者等のIP通信網サービス契約約款
5 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
6 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）

9 取扱所交換設備	特定F T T H事業者の事業所に設置される交換設備
10 I P通信網契約	当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約
11 I P通信網契約者	当社とI P通信網契約を締結している者
12 契約者回線	I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 特定F T T H事業者が必要により設置又は設定する電気通信設備
14 相互接続協定	特定F T T H事業者が特定F T T H事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第33条第4項の規定に基づくものを含みます。）
14の2 相互接続点	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	特定F T T H事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 収容I P通信網サービス取扱所	特定F T T H事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているI P通信網サービス取扱所
17 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定F T T H事業者が設置する装置（端末設備を除きます。）
18 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	I P通信網契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 事業者変更	(1) 特定F T T H事業者と光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス（以下「他の事業者の光コラボレーションサービス」といいます。）から、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行すること (2) 当社が提供する光コラボレーションサービスから他の事業者の光コラボレーションサービス、若しくは特定F T T H事業者がI P契約約款により利用者に提供するI P通信網サービスに移行すること。
23 転用	特定F T T H事業者のI P通信網サービスから当社のI P通信網サービスに移行すること。















- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 利用停止があったときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (3) I P 通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用できなくなった場合であっても、その I P 通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
    - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
    - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
  - (4) 前3号の規定によるほか、I P 通信網契約者は、次の場合を除き、I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P 通信網契約者の責によらない理由により、その I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金
2 当社又は特定 F T T H 事業者等の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金
3 移転に伴って、I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（I P 通信網契約者の都合により、I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定める I P 通信網契約者は、その I P 通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等



















下同じとします。) と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用	
(1) I P通信網サービスの基本利用料の適用	I P通信網サービスの基本利用料には、次の料金種別があります。 コール光 ファミリー・エックスタイプ (E) コール光 ファミリー・ギガタイプ (1GB Wi-fi付) (E) コール光 ファミリー・ギガタイプ (E) コール光 ファミリー・ハイスピードタイプ (E) コール光 ファミリータイプ (E) コール光 ミニライト ファミリータイプ (E) コール光 マンション・ギガタイプ (1GB Wi-fi付) (E) コール光 マンション・ギガタイプ (E) コール光 マンション・ハイスピードタイプ (E) コール光 マンションタイプ (E) コール光 ファミリー・エックスタイプ (W) コール光 ファミリー・ギガタイプ (W) コール光 ファミリー・ハイスピードタイプ (W) コール光 ファミリータイプ (W) コール光 ミニライト ファミリータイプ (W) コール光 マンション・ギガタイプ (W) コール光 マンション・ハイスピードタイプ (W) コール光 マンションタイプ (W)
	備考 1 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はI P通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 2 当社は、備考1の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 3 コール光に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、合わせて最大5までとしていただきます。
(2) 復旧等に伴い収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社又は特定FTTH事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容I P通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(3) 屋内配線利用料の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。

	<p>以下この欄について同じとします。)までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線 ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線利用料の適用を受けている場合は、規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</p>
(4) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線の終端がその収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>
(5) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合 その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(その収容IP通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p>
(6) IPv6による契約者回線間通信等の取扱い	<p>ア IPv6による契約者回線間通信については、当社が別に定めるものとの間に限り行うことができます。 イ 当社が付与する通信相手先識別符号は、1の契約者回線ごとに1とします。 ウ 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。 エ 当社が供給するセキュリティファイルは、1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なものに限ります。 オ IP通信網契約者は、セキュリティファイルの供給を受けるために必要な情報を、当社が必要により設置する電気通信設備であって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。 カ IP通信網契約者は、オに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。 キ 当社は、セキュリティファイルの供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。 ク 当社は、第44条第3項及び第4項(免責)に規定するほか、</p>

	<p>IP v6による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給を提供することに伴い発生する損害（通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた通信相手先識別符号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) 本機能の提供は、西日本電信電話株式会社からの転用・事業者変更契約者のうち、当社が別に定める者に限ります。また、本機能のうち一部については、西日本電信電話株式会社より直接提供される場合があります。</p>						
(7) IP通信網サービスの保守の態様	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td><td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </tbody> </table> <p><b>備考</b></p> <p>1 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について同一月において複数回の保守の態様の変更（その態様の変更と同時に品目変更又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</p> <p>2 タイプ2の利用は、第1表料金第4手続きに関する料金2料金額に規定する手数料がかかります。</p>	区分	内容	タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの	タイプ2	タイプ1以外のもの
区分	内容						
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの						
タイプ2	タイプ1以外のもの						
(8) TG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る情報量に応じた加算料の適用	<p>ア TG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、第1表-料金-第1基本利用料-2月額利用料金-(2)情報量に応じた加算料の規定する情報量に応じた加算料を適用します。</p> <p>イ 情報量に応じた加算料は、月間累計情報量に応じて、第1表-料金-第1基本利用料-2月額利用料金-(2)情報量に応じた加算料の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 課金対象符号の情報量は、特定FTTH事業者の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又はIP通信網契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。</p> <p>(ウ) 当社は、提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)から品目等の変更があった場合であって、同一料金月内において再び提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)（品目等の変更前のものに限ります。）への品目等の変更があったときは、品目等の変更前と変更後の提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る課金対象符号の情報量を合算して情報量に応じた加算料を算定します。</p>						





備考

- 1 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 2 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置又は付加装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。
- 3 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 4 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、コール光（E）であって、IP通信網契約者に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 5 ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）基本装置及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）増設装置の提供は、IP通信網サービスが特定FTTH事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合に限ります。

第3 (W) に関する付加機能利用料

分 区	单 位	月額料金額 (税別)
6 手 I オ コ 先 P プ ー 拡 v シ ル 6 ヨ 光 張 ン 機 通 ン v 能 相	コール光の契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は当社が別に定める相互接続点に係る通信の相手先との間におけるIPv6による通信を可能とする機能	1 契約者回線ごとに 0 円





		場合に適用します。								
(4) 移転の場合の工事費	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。									
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2(料金額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。									
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社はIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事(交換機工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額(2(料金額)に規定する加算額を除きます。)は、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.6倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額	(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.6倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額									
(ア) 午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額									
(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.6倍を乗じた額に税抜額1,000円を加算した額									
(7) 時刻指定工事費の適用	ア IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのIP通信網契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申し出をしたIP通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th> <th>工事費の額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p>	指定時刻	工事費の額(税別)	午前9時から午後4時まで	11,000円	午後5時から午後9時まで	18,000円	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円
指定時刻	工事費の額(税別)									
午前9時から午後4時まで	11,000円									
午後5時から午後9時まで	18,000円									
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円									

	<p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(8) - 1 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、I P通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する合計額（基本工事費（2（料金額）に規定する基本額に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、分割して請求する取扱いを適用します。ただし、2（料金額）に規定する交換機工事のみの請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</li> <li>(イ) 分割支払いの請求をした者がそのI P通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</li> <li>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</li> <li>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</li> </ul> <p>ウ 分割支払いに係るI P通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、そのI P通信網契約の解除があったとき。</li> <li>(イ) I P通信網契約者が次のいずれかに該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</li> <li>② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</li> <li>③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</li> </ul> </li> </ul>
(8) - 2 分割した工事費の適用 (当該I P通信網サービスが、特定FTTH事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合であって2021年5月16日以前の工事分)	<p>ア 当社は、I P通信網契約者から請求があった場合は、I P通信網サービスの品目若しくは細目等の変更若しくは移転又はそのI P通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止の請求がある料金月までの間、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用((6)に規定する割増工事費の適用を受ける場合は、その適用を受ける前の工事費とします。以下「分割対象費用」といいます。)を31回に分割した次表に定める費用（以下「分割支払金」といいます。）を、そのI P通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から最長31回目の料金月まで適用（以下「分割支払い」といいます。）します。品目若しくは細目等の変更若しくは移転又はそのI P通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止の請求があった場合は、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一</p>

	<p>括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円（税別）である場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び配線設備多重装置の設置に係る機器工事費に限ります。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">分割支払金</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回目～31回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) コール光ファミリー又はコール光マンションタイプ、コール光マンション・ハイスピードタイプ（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）若しくはコール光マンション・ギガタイプの場合</td><td>1,000 円（税別）</td><td>分割対象費用から左欄に規定する額を控除した費用について、30回に分割した費用</td></tr> <tr> <td>(イ) (ア)以外の場合</td><td>1,500 円（税別）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	分割支払金		初回	2回目～31回目	(ア) コール光ファミリー又はコール光マンションタイプ、コール光マンション・ハイスピードタイプ（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）若しくはコール光マンション・ギガタイプの場合	1,000 円（税別）	分割対象費用から左欄に規定する額を控除した費用について、30回に分割した費用	(イ) (ア)以外の場合	1,500 円（税別）	
区分	分割支払金											
	初回	2回目～31回目										
(ア) コール光ファミリー又はコール光マンションタイプ、コール光マンション・ハイスピードタイプ（配線設備多重装置を用いないものに限ります。）若しくはコール光マンション・ギガタイプの場合	1,000 円（税別）	分割対象費用から左欄に規定する額を控除した費用について、30回に分割した費用										
(イ) (ア)以外の場合	1,500 円（税別）											
	<p><b>備考</b> (ア)欄のコール光ファミリータイプ又はコール光マンションタイプのものについては、回線終端装置の工事を要する場合のうち屋内配線設備の部分の工事を要しない場合に限ります。</p>											
	<p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 分割支払いに係る I P 通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていたときま</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除があったとき。</p>											

	(イ) 次のいずれかに該当する場合であって、IP通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。 ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般的な支払いを停止したとき。 ② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。 ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
--	---

## 2 料金額

区分		単位	工事費の額(税別)	
ア 基本工事費	(ア) (イ) 以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	4,500円 3,500円	
	(イ) 交換機工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円	
イ 交換機工事費	交換機工事の場合	1契約者回線ごとに	1,000円	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分 マンションタイプに係るもの	移転等 上記以外のもの	1配線ごとに 1配線ごとに	1,000円 7,400円
		移転等 上記以外のもの	1配線ごとに 1配線ごとに	2,500円 10,400円
	回線終端装置の部分	移転等 上記以外のもの	1装置ごとに 1装置ごとに	1,000円 2,100円
エ 機器工事費	(ア) 回線終端装置であって (イ) 以外のもの	別に算定する実費		
	(イ) 配線設備多重装置	移転等 上記以外のもの	1の工事ごとに 1の工事ごとに	1,000円 7,400円
備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事（当社が別に定める場合に限ります。）の場合は、その交換に要した費用をIP通信網契約者に支払っていただきます。				

## 3 工事の着手等に関する工事

区分	工事費の適用	単位	工事費の額(税別)
ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます)	基本額 (1の工事ごとに)	13,000円

	す。) 又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	配線経路における通線の確認に関する加算額 (1の工事ごとに)	3,000 円	
イ 工事の結果の報告に係るもの	甲が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額(1の契約者回線の終端の場所等(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。)ごとに) 加算額(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに)	6,000 円 1,800 円	
ウ 工事の施工日の調整及び管理に係るもの	2を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	(ア) (イ)以外の場合  (イ) 工事の施工日の変更を行う場合	基本額(1の契約者回線の終端の場所等(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。)ごとに) 加算額(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに) 1契約者回線ごとに	6,000 円 1,800 円 700 円

第3表 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行に関する料金の適用					
(1) 請求書等の発行に関する料金の種別	<p>ア 請求書等の発行に関する料金は発行手数料として算定します。 イ 発行手数料はIP通信網サービスの料金その他の債務の支払いにおいて支払いを要するものとし、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発行手数料等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 発行手数料</td><td>請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 次の場合については、規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。</p> <p>(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権を請求する場合 (イ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合</p>	区分	発行手数料等の適用	(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
区分	発行手数料等の適用				
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。				

2 料金額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごと	100 円

第4表 線路設置費

1 適用

区分	内容							
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 10px;">線路設置費の額(残額があるときに限ります。)</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">=</td> <td style="padding: 10px;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">—</td> <td style="padding: 10px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> </tr> </table> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>			線路設置費の額(残額があるときに限ります。)	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	—	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額
線路設置費の額(残額があるときに限ります。)	=	新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額	—	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額				
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合(契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>							
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>							

2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区分	線路設置費の額
コール光に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

改訂履歴

年月	改訂箇所	主な改訂内容
令和 3 年 10 月 4 日	—	原案作成